

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月30日</p> <p>下関市長 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 広島市中区立町2-23</p> <p style="text-align: center;">氏 名 東亜建設工業株式会社中国支店</p> <p style="text-align: center;">執行役員支店長 岡 禎 之</p> <p style="text-align: center;">電話番号 082-247-6326</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東亜建設工業株式会社中国支店（下関市内各所）
事業場の所在地	下関市内各現場
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度中国支店元請完成工事高 8,338,900,000円
③従業員数	94名（中国支店 R5.4.1現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[各工事現場 (産業廃棄物排出事業場)] --> B[委託埋立処分] A --> C[委託中間処理 (選別, 破碎, 脱水, 焼却等)] C --> D[再生利用] C --> E[埋立処分] </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別添2-1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		別添1-1のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工検討段階で廃棄物の発生抑制に関して指導を行う。 ・ 工事毎に廃棄物排出抑制等の計画を策定し、支店施工管理部門にて確認指導を実施。 ・ 現場における産業廃棄物削減目標の設定。 		
② 計画	【目標】 別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取組をより徹底し効果的な取組とする。 ・ 管理部門は現場が設定した産業廃棄物削減目標の達成に向けた取り組みを環境パトロール等を通じて指導する。 		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類、金属くず、紙くず、木くず等可能な限り現場にて分別を行う。 ・ 分別ボックスを設置。設置できない場合は土嚢袋等を用いるなどして分別を実施。 ・ 分別の徹底、分別方法、適正保管についてパトロール等を通じて確認、指導、是正を実施。 ・ 施工検討会時に混合廃棄物の分別徹底・強化を指導。 ・ 現場における混合廃棄物削減目標の設定。 		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取組をより徹底し効果的な取組とする。 ・ 管理部門による混合廃棄物の現場分別の徹底・強化指導の実施。 		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】 別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない			
② 計画	【目標】 別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
② 計画	【目標】別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約時に委託業者の選定チェックを行い、電子マニフェスト・電子委託契約書利用業者、優良認定処理業者との契約を優先。 ・優良認定処理業者情報を社内イントラネットにて周知。 ・委託契約書締結前中間処理施設、最終処分場の現地確認実施。特に、新規取引業者の現地確認実施の徹底。適正業者確認の上で契約。 ・産廃排出中の中間処理施設地確認の実施。 ・委託契約時には許可内容、許可車両番号、運搬経路等の確認を行った上で書面による契約又は電子委託契約書を締結。 ・電子マニフェスト・電子委託契約新規加入業者への支援強化。(操作指導等) ・法令遵守、産廃管理業務の効率化及び精度向上に向けた取り組みの推進。(社内産廃集計システムの円滑な運用) 		

② 計画	【目標】別添1-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組をより徹底・強化し、効果的な取組とする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(令和5年度計画)

別紙1-1

多量排出事業者 名称	東亜建設工業株式会社中国支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
------------	----------------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産 業 廃 棄 物	燃え殻																					
	汚泥																					
	廃油																					
	廃酸																					
	廃アルカリ	1	0									1	0									
	廃プラスチック類	78	65									78	65	78	50	77	63					
	紙くず	8	6									8	6	8	6	8	6					
	木くず	544	450									544	450	39	350	544	450					
	繊維くず																					
	動植物性残さ																					
動物系固形不棄物																						
ゴムくず																						
金属くず	35	25									35	25	26	18	35	25						
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																						
鋸さい																						
がれき類	1,892	1,500									1,892	1,500	860	500	1,719	1,400						
動物のふん尿																						
動物の死体																						
ばいじん																						
13号廃棄物																						
計 (A)		2,557	2,046	0	0	0	0	0	0	0	0	2,557	2,046	1,010	924	2,384	1,944	0	0	0	0	

別紙2-1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(中国支店管理体制図)

